

低生産量新規化学物質の審査の特例申出書

年 月 日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環 境 大 臣

氏名又は名称及び法人にあ
つては、その代表者の氏名

住 所

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第8条第1号の規定により、次のとおり申し出ます。

新規化学物質の名称

備考

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. 新規化学物質の名称は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「法」という。）第3条第1項の規定により届け出た新規化学物質の名称と同じ名称を記載すること。
3. 申出に係る新規化学物質が法第5条第1項各号のいずれに該当するかの判定に参考となるべき書類等を添付することができる。ただし、当該書類等は図表中の用語等軽微なものを除き日本語により記載されるものとする。
4. 法人にあつては、届出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。